

青森県立木造高等学校 P T A 会 則

第1条 本会は青森県立木造高等学校 P T A と称し事務局を同校に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、生徒の幸福のため、家庭生活、学校生活及び社会生活の向上を図り、本校教育の充実発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は本会の目的を達成するために下記の事業を行う。

- ア 会員の研修
- イ 父母教師懇談会の開催
- ウ 教育に関する諸問題の研究協議
- エ 学校の教育的環境の整備
- オ その他必要な事項

第4条 本会は青森県立木造高等学校生徒の父母、本校全日制に在職する教職員及び本会の目的に賛同する人をもって会員とする。

2 本会の構成単位は年次 P T A とする。

3 年次 P T A は当該年次の会員をもって構成する。

第5条 本会の目的を達成するために必要な費用は会員の会費、及び寄附金をもって充てる。

第6条 本会の会費は総会において決定する。

第7条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 本会は次の役員をおき任期を1ケ年とする。但し再任を妨げない。

- ア 会 長 1名
- イ 副会長 3名
- ウ 理 事 若干名（各委員長含）
- エ 監 事 3名

2 会長、副会長は総会で選任する。

3 監事は各年次より1名、それぞれ選出し総会の承認を得る。

4 父母会員を代表する理事は原則として各ホームルームより2名、教職員を代表する理事は教職員より2名、それぞれ選出する。

第9条 本会の役員の任務を次のとおりとする。

- ア 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- イ 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
- ウ 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、本会の運営に当たる。また、緊急を要する事項を決議することができる。理事会は会長が招集する。
- エ 監事は本会の会計を監査する。
- オ 正副会長会議は、会長、副会長で構成し、学校側からは年次主任も出席する。
正副会長会議は、年1回会長がこれを招集し、本会事業目的達成のための重要な事項を審議する。

第10条 本会に次の委員会を置く。委員長、副委員長は委員の互選による。

- ア 健全育成委員会
- イ 研修委員会
- ウ 広報編集委員会

第11条 総会は、毎年4月1回開催し、次の事項を審議決定する。但し、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集することができる。
議長は会長がこれにあたる。

- ア 会務の報告
- イ 予算および決算承認
- ウ 事業計画の承認
- エ 会則審議
- オ 役員の改選
- カ その他

第12条 総会、役員会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

付 則

本会則は平成3年4月24日より改正実施する。

本会則は平成4年4月24日より改正実施する。

本会則は平成11年4月23日より改正実施する。

本会則は平成12年4月21日より改正実施する。

本会則は平成15年4月1日より改正実施する。

本会則は平成18年4月28日より改正実施する。

本会則は平成19年4月27日より改正実施する。

本会則は平成20年4月20日より改正実施する。

本会則は平成24年4月15日より改正実施する。